『顕立正意抄』に関する一考察

大平寛龍

はじめに
一、春師本と定本との比較検証
二、隆顕(A)と定本との比較検証
三、隆顕(B)と定本との比較検証
四、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)の総合的検証
おわりに

はじめに

『顕立正意抄』〔以下、『顕抄』と表記する。筆者注〕は、文永一一年（一二七四）一二月一五日、日蓮聖人（一二二二～一二八二）が五三歳の時に身延山で述作したものとされる。[1] 題号の意味は、『立正安国論』の意を顕すことであるという。[2] 『顕抄』では、『立正安国論』に予言した自界叛逆・他国侵逼の二難が的中した事実を、日本国の人々が信じないと日蓮聖人が嘆いている。そして、未来の予言も必ず的中し、法華経不信の謗法罪により、日本国の人々が無間地獄に堕ちることは必定であると断言し警告している。その上で、弟子檀越の中でも信心の薄い

者は地獄に堕ちるであろうと誡め、不惜身命の信仰を貫くよう勧めている。

こうした『顕抄』については、真蹟が現存しないとされること、また沼津市岡宮の光長寺に日春聖人（一二三〇～一三一一）〔以下、春師〕による写本〔以下、春師本〕が所蔵されていることが知られている。[3]『昭和定本　日蓮聖人遺文』[4]〔以下、定本〕所収の『顕抄』では、この春師本と、行学院日朝上人（一四二二～一五〇〇）による写本〔以下、行学朝師本〕とによって校合されたことが記されている。[5]そのため定本所収の『顕抄』には、春師本との異同が三箇所註記されている。[6]だが行学朝師本との異同については、特に註記は見られない。また春師本・行学朝師本の書写年等に関する事など、書誌的な情報も特には註記されていない。[7]

春師本の書誌情報に関しては、『日蓮聖人遺文辞典　歴史篇』の「日春」の項目で、「日春の書写した遺文に「嘉元二年十月十日」の奥書を有する『顕立正意抄』および『色心二法抄』がある」と述べられている。[8]そして、特に春師本については「最古の写本として貴重なもの」と評した上で、「『定本遺文』ではこれをもって底本との字句の異同有無を表示した」ことが、ここでも触れられている。

定本に所収されている御遺文の本文全般に関してふり返ると、高木豊氏は、「本文は底本（縮刷遺文）・真筆・写本、あるいは底本・写本等による混合文になっている」と述べている。[9]そしてその上で、校異を十分に明示するにはいたっていないこと、また本文批判は未完の面をなおもっていることなどを問題点として挙げながら、「諸本対照本の作製およびその成果をふまえた校訂本の作製こそ今後の課題である」と指摘している。[10]これらの点について、真蹟が現存しないとされる『顕抄』において見るならば、写本の研究が重要であることは言うまでもない。様々な見地による『顕抄』の写本研究を積み重ねてこそ、その問題点もより具体的に明らかとなってくるはずである。

ところで、慶林坊日隆聖人（一三八五～一四六四）〔以下、隆師〕御所用の『顕抄』の写本については、二つ現存していることが株橋日涌上人によって示されている。[11]「顕立正意(A)」〔以下、隆顕(A)〕[12]、「顕立正意抄(B)」〔以下、隆顕(B)〕[13]と表記されているこの二写本については、いずれも「他筆」によるものとされ、筆記者も別人らしく、筆跡は異なることが述べられている。ここで株橋日涌上人が述べる「他筆」とは、写本の筆記者が隆師以外の人物によることを示されたものと思われる。またこれら二写本のうち、特に隆顕(B)については、表紙題号の右方に隆師の御自筆で「不信者堕獄事」とあり、左下端に「日隆」と記されていることを指摘されている。だが、隆顕(A)・隆顕(B)に関するこれ以上の情報や字句の異同などについては、特に言及しておられない。

小稿では、以上のような研究状況にある『顕抄』の三写本について、現在最も汎用性の高いと思われる定本に所収される『顕抄』を軸に、各々の字句の異同について整理を行っていきたい。そして春師本・隆顕(A)・隆顕(B)の各々の異同についても検証を行いつつ、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)に関して若干の考察を試みたい。

上述したように、定本は書誌情報や本文決定などに関して問題を孕むものとの指摘がある。だが、『顕抄』は真蹟が現存しないとされており、また他に信頼性の高いテキストが確立されていないのも現状である。こうした状況において、定本所収の『顕抄』を軸に議論を進めるということは、少なくとも共通の視点を与えるという点においては有効となるはずである。

よって小稿では、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)と順を追って定本との異同を検証しながら、まずは共通の認識を深めていきたい。そしてその上で、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)の各々の異同や対照結果などについても、総合的に検討を加えていきたい。

なお小稿での考察においては、定本・春師本・隆顕(A)・隆顕(B)で用いられている如何なる異体字も、字義や字

句に異同は無いものとみなす。反対に異同があるとみなすのは、字義の異なる字句の使用や、字句の増減が認められる場合である。字体については、定本並びに三写本とも、原則として常用漢字を用いて表すこととする。[14] また定本に無い漢字に関しても、原則として常用漢字を用いる。

一、春師本と定本との比較検証

まずは春師本と定本との字句の異同について、比較検証を行いたい。表Ⅰは、春師本と定本との字句の異同について、一覧表で示したものである。行数の設定に当たっては、「顕立正意抄」という題名も一行に含めた。異同の表記法においては、抜け字の認められる箇所については■で表し、それに対応する字句に傍線を付すことを原則とした。[15] 例えば表Ⅰ1において、定本では「顕立正意抄」、春師本では「顕立正意■」とあるのは、定本では「抄」の字句が記されているのに対し、春師本ではその字句が抜け落ちていることを表している。逆の場合、すなわち春師本には記されている字句が、定本では抜け落ちている場合も同様に表した。また、両者の表記が全く異なる場合は、該当する字句に各々傍線を付し、それぞれに記載されている字句をそのまま記した。例えば表Ⅰ4で、定本では「帝王者安国家」、春師本では「帝王者基国家」とあるのは、「安」と「基」との字句の異同が認められることを表している。

以上のような異同については、基本的には一つの異同を含んだ一部分ずつを抜き書きしてある。だが、表Ⅰ8・10・21・22・27の五箇所については、異同が二つ認められるものを都合上併せて一まとめに表記している。備考欄に「2」と記してあるのは、そのことを表している。その結果、春師本と定本との異同数は、題名も含め

て全部で三五となった。これらのうち、定本で異同が明確に註記されているのは、先にも述べたように三箇所〔表Ⅰ1・3・6〕だけである。[16] 定本の「凡例」には、真蹟が現存しない遺文については古写本などと校合し、底本との字句の異同を表していることを註記している。[17] だが小稿の検証結果によれば、春師本との字句の異同は、上述した高木豊氏の指摘にもあるように、定本では全て註記されているわけではないことになる。

さてこれらの異同について、ここでは①『立正安国論』からの引用文の箇所、②『立正安国論』からの引用文以外の箇所、③その他に注意を引くもの、という三つの観点から整理を行いつつ、留意しておきたい例をいくつか取りあげて示したい。

初めに①『立正安国論』からの引用文の箇所において、春師本と定本との異同が認められたのは、表Ⅰ2・3・4の三箇所である。これらのうち、特に興味深いのは表Ⅰ4である。前述したように、表Ⅰ4では定本で「帝王者安国家」と記されている箇所が、春師本では「帝王者基国家」と記されており、「安」と「基」との字句の異同が認められる。この箇所が『顕抄』の原文で如何に表記されていたのかについては、真蹟が現存しないとされるため、現時点で辿ることは不可能である。しかしながら、『立正安国論』の原文では「帝王者基国家」と記されていることが、注意を引く。[18] では、春師本にも『立正安国論』にも用いられていない「安」の字句が、定本所収の『顕抄』の本文で採用されることになったのは、いったい如何なる事情によるものなのだろうか。[19] また「安」の字句の解釈において、「基」の字義を考慮に加えるか否かは、文意の解釈にも影響を与える問題である。[20] それはまた、定本に所収される『顕抄』のように、『顕抄』本文の復元を行おうとする試みにも深く関わってくる。これらのことからも、定本所収の『顕抄』においては、本文批判がやはり十分ではないことが知られる。

さて、文意の解釈において表Ⅰ4ほど大きな影響を与えるわけではないが、同様の問題を抱えるものとして、

表Ⅰ　春師本異同表

	定本頁数	定本行数	定本	春師本	備考
1	八四〇	一	顕立正意抄	顕立正意■	
2	八四〇	三	大集経三災之内	大集経三災■内	
3	八四〇	六	百鬼早乱万民多亡	百鬼早乱■民多亡	
4	八四〇	七	帝王者安国家	帝王者基国家	
5	八四〇	九	已上立正安国論言也	已上立正安国論言■	
6	八四〇	一〇	死後生於食吐鬼	死後生於■吐鬼	
7	八四〇	一二	仏記云卻■後三月我当般涅槃等云云	仏記云卻月後三月我当般涅槃等云云	
8	八四〇	一三	二月十五日般涅槃給耳	二月十五日■涅槃了■	2
9	八四一	一	乃至当得作仏	■■当得作仏	
10	八四一	一	又第三巻云我此弟子摩訶迦葉	又■■■云我此弟子摩訶迦■	2
11	八四一	二	名曰光明如来等云云■■	名曰光明如来等云云　三巻	
12	八四一	五	分身諸仏長舌付梵天給難信用歟	分身諸仏長舌付梵天■難信用歟	
13	八四一	六	去文永五年蒙古国牒状所渡来我朝有賢人可怪之	去文永五年蒙古■牒状所渡来我朝有賢人可怪之	
14	八四一	八	何況今年既彼国災兵之上奪取二箇国	何況今年既彼国文付兵之上奪取二箇国	
15	八四一	九	設雖為禽獣可感可驚	設雖為禽獣■可驚	

16	八四一	一一	今以普合案未来	今以普合案未■
17	八四一	一二〜一三	猶先謗依強先堕阿鼻大城経歴千劫受大苦悩	猶先謗依強先堕阿鼻大城経歴千劫■■■■
18	八四一	一三	今日蓮弟子等亦如是	今日蓮弟子等■■■
19	八四一	一三	或信或伏或随或従■但名仮之	或信或伏或随或従或但名仮之
20	八四一	一三〜一四	但名仮之不染心中信心薄者	但名仮之■■■■■■■■■
21	八四一	一四	設不経千劫或一無間或二無間	設不経千劫■一無間■二無間
22	八四一〜八四二	一四〜一	欲是免者各■	■■■■各々
23	八四二	一	如薬王楽法■焼臂剥皮	如薬王迦葉等焼臂剥皮
24	八四二	二	若不爾■以珍宝積仏前	若不爾者以珍宝積仏前
25	八四二	二	若不爾■為奴婢奉持者	若不爾者為奴婢奉持者
26	八四二	二	以四悉檀適時而已	以四悉■適時而已
27	八四二	三	臨終之時可現阿鼻獄之相	臨終之時■現阿鼻■■■
28	八四二	三	其時不可恨我等云云	其時不■恨我等云云
29	八四二	四	文永十一年太歳甲戌十二月十五日	文永十一年■■甲戌十二月十五日
30	八四二	四	日蓮　記之	日蓮　在御判
			2	2

表Ⅰ2が挙げられる。表Ⅰ2では、定本で「大集経三災之内」とあるのに対し、春師本では「大集経三災■内」となっている。『立正安国論』では「大集経三災■内」[21]となっていることから、『立正安国論』の原文と一致しているのは春師本の方となる。このように、春師本や『立正安国論』には見られない字句が定本で採用されている点において、表Ⅰ2には表Ⅰ4と同じような性質の異同が認められる。

表Ⅰ3では、定本で「百鬼早乱万民多亡」と記されているのに対し、春師本では「百鬼早乱■民多亡」と記されている。このうち、『立正安国論』の原文の「百鬼早乱万民多亡」[22]と一致しているのは、定本の方である。つまり春師本では、『立正安国論』の原文と比べて「万」字が抜け落ちた表記となっている。

以上のように、①での調査から判明したのは、定本の『顕抄』における『立正安国論』からの引用文の箇所には、春師本と『立正安国論』の原文には見られない字句が二つ採用されているということである。[23]果たしてこれら二つの字句は、いったい如何なる根拠に基づいて採用されることになったのだろうか。典拠が明確にされることが望まれる所である。

続いて、②『立正安国論』からの引用文以外の箇所で留意される例として、ここでは表Ⅰ10・11・14・19を取りあげたい。まず表Ⅰ10においては、定本では「又第三巻云我此弟子摩訶迦葉」と記されているのが、春師本では「又■■■云我此弟子摩訶迦■」と記されている。また表Ⅰ11においては、定本では「名曰光明如来等云云　三巻」と記されている。このように表Ⅰ10・11では、「(第)三巻」の字句を表記する位置関係が、それぞれ対応したものとなっている。なおこれらの対応関係については、次章以下でも述べるように、定本と春師本のみならず、隆顕(A)・隆顕(B)との比較においても特徴的な要素の一つとなっている。

表Ⅰ14においては、定本での「災」の字句が、春師本では「文付」と記されている。文意としてよく通るのは、「災」の場合であることは明らかである。では、定本で「災」と記されたのは、如何なる根拠に基づいてのことだったのだろうか。これについては、行学朝師本との対照も含め、今後の課題とせざるを得ないのが現状である。だが、仮に行学朝師本で「災」と記されていたとするならば、定本所収の『顕抄』本文が決定される際には、行学朝師本に基づいて「災」の字句を採用した可能性も浮かび上がる。[24] またこの箇所を含む、定本と春師本との全三五の異同箇所においては、こうした春師本には無い字句が定本で採用されている問題についても注意を払いながら、行学朝師本との対照を行うことが必要となってくる。またこのことは、定本の『顕抄』の字句が如何なる根拠に基づいて決定されたのか、という問題と深く関わっていることでもある。

表Ⅰ19では、定本で「或信或伏或随或従■但名仮之」とあるのが、春師本では「或信或伏或随或従或但名仮之」とあり、「或」の字句が加えられている。そのため、定本では読点によって二文節に区切られている箇所が、「或」の字句が加えられたことで一文節となっている。これも表Ⅰ14等と同様に、定本では如何なる根拠に基づいて「或」の字句が加えられなかったのか、という問題が存在している。と同時に、後述するようにこの箇所も同じく、定本と春師本・隆顕(A)・隆顕(B)との比較において特徴を示す要素の一つとなっている。

最後に③その他に注意を引くものとして、ここではまず表Ⅰ23を取りあげておきたい。表Ⅰ23では、定本には「楽法」と記されているのが、春師本では「迦葉等」と記されている。これらの異同に関する情報については、春師本には何も明記されていない。だがこれらの異同からは、「楽法」と「迦葉」という、少なくとも二通りの表記の写本が存在していたことが知られる。

また春師本には、最後の一行「文永十一年■■甲戌十二月十五日　日蓮　在御判」の後に、さらに一行を設けて

「嘉元二年十月十日了」と記されているのが見える。先述したように、この奥書についてはすでに『日蓮聖人遺文辞典　歴史篇』の「日春」の項目で、「日春の書写した遺文に「嘉元二年十月十日」の奥書を有する『顕立正意抄』および『色心二法抄』がある」と紹介されている。[25] しかしながらそこには、「嘉元二年十月十日」の後に続く「了」と見える一字については述べられていない。だがこの「了」と見える一字を踏まえるならば、この奥書とは、春師の書写し終えた日時が嘉元二年（一三〇四年）一〇月一〇日であることを示したものと考えられる。とするならば、春師本とは、『顕抄』が日蓮聖人によって著されたちょうど三〇年後、日蓮聖人が御入滅（一二八二年）されて二二年後に書写し終えたもの、ということになる。また『日蓮宗事典』によれば、春師の生没年は一二三〇年より一三一一年までとされることから、[26] 春師本とは春師が満七四歳、没年の約七年前に書写し終えたもの、ということになる。本章の目的とする定本と春師本との異同に直接関わる事柄ではないが、春師本における貴重な書誌情報として記しておきたい。さらに付言するならば、このような校合を行った写本の書誌情報についても、定本では可能な限り註記する必要があると思われる。

以上、定本と春師本との異同について比較検証を行い、主に三つの観点から整理しつつ、興味深い箇所を幾つか取りあげてきた。紙数の制限もあり、全ての異同について言及することはできなかったが、表Ⅰ20のように、字句が抜け落ちてしまうことで文のニュアンスが大きく変わってしまうような例も見られるため、決して軽視はできない。また、定本と春師本との異同が三五数えられ、そのうち定本に註記されているのは三箇所だけだったという検証結果についても、注意されるべき事実である。真蹟が現存しないとされる以上、少なくとも本章で検証された結果については、定本において全て明記されることが望ましいのではないだろうか。

二、隆顕(A)と定本との比較検証

次に隆顕(A)と定本との字句の異同について、春師本・隆顕(B)についても視野に入れつつ検証を行いたい。表Ⅱは、隆顕(A)と定本との字句の異同について、一覧表で示したものである。行数の設定や異同の表現法については、表Ⅰと同様である。字句の異同については、これも表Ⅰと同様に、基本的には一つの異同を含んだ一部分ずつを抜き書きしてある。ただし、表Ⅱ8・13の二箇所については、異同が二つ認められるものを都合上併せて表記している。備考欄に「2」とあるのは、表Ⅰと同様にそのことを表している。その結果、隆顕(A)と定本との異同は、題名も含めて全部で二八数えられた。これは、春師本の三五よりも七つ少ない結果となっている。そのことはすなわち、春師本と隆顕(A)とが全く同文ではないことをも示している。と同時に、隆顕(A)は定本により近い字句の列びとなっていることを表している。これらの異同についても、やはり前章で示した①②③の三つの観点から整理しつつ、留意しておきたい例を挙げておきたい。

①『立正安国論』からの引用文の箇所において、隆顕(A)と定本との字句の異同が認められるのは、表Ⅱ2・3・4・5・6・7・8の七箇所である。これは春師本と定本との異同と比べると、四つ多い。また、『立正安国論』からの引用文ではないが、表Ⅱ9に示すように、以上の文章が『立正安国論』からの引用文であることを表す「已上立正安国論言也」という一文が、隆顕(A)ではすっかり抜け落ちている。

さてこれらのうち、春師本や隆顕(B)との対照から着目したいのは、表Ⅱ6・7・8の三箇所である。まず表Ⅱ6では、定本の「此災未露|此難未来」が、隆顕(A)では「此災未窮|此難未来」とあり、「露」の字句が「窮」と

表Ⅱ　隆顕(A)異同表

	定本頁数	定本行数	定本	隆顕(A)	備考
1	八四〇	一	顕立正意抄	顕立正意■	
2	八四〇	二	見大地震勘定之書立正安国論云	見大地震勘定■書立正安国論云	
3	八四〇	二	薬師経七難内五難	薬師経■■内五難	
4	八四〇	二	所以他国侵逼難自界叛逆難也	所以他国侵逼難自界逆叛難也	
5	八四〇	三	大集経三災之内	大集経三災■内	
6	八四〇	四	此災未露此難未来	此災未窮此難未来	
7	八四〇	七	帝王者安国家	帝王者基国家	
8	八四〇	七～八	而治天下■人臣者領田園	而治天下之人民者領田園	2
9	八四〇	九	已上立正安国論言也	■■■■■■■■■■	
10	八四〇	一三	二月十五日般涅槃給耳	二月十五日般涅槃■耳	
11	八四一	一	乃至当得作仏	■■当得作仏	
12	八四一	一	又第三巻云我此弟子摩訶迦葉	又■■■云我此弟子摩訶迦葉	
13	八四一	二	名曰光明如来等云云■■	名曰光明■■等云云三巻	2
14	八四一	四	此等経文仏記未来世事	此等■文仏記未来世事	
15	八四一	五	分身諸仏長舌付梵天給難信用歟	分身諸仏長舌付梵天■難信用歟	
16	八四一	九	設雖為禽獣可感可驚	設雖■禽獣可感可驚	

17	八四一	一一	阿鼻大城大地如為的	阿鼻大城大地■為的	
18	八四一	一二	彼不軽軽毀■衆現身加信伏随従四字	彼不軽軽毀之衆現身加信伏随従四字	
19	八四一	一三	今日蓮弟子等亦如是	今日蓮弟子等又如是	
20	八四一	一三	或信或伏或随或従■但名仮之	或信或伏或随或従或但名仮之	
21	八四二	一	如薬王楽法■■■焼臂剥皮	如薬王迦葉等（楽法イ）焼臂剥皮	小字で「楽法イ」とあり
22	八四二	一～二	若不爾者五体投地徧流汗■	若不爾者五体投地徧流行（汗）	小字で「汗」とあり
23	八四二	二	若不爾■以珍宝積仏前	若不爾者以珍宝積仏前	
24	八四二	二	若不爾■為奴婢奉持者	若不爾者為奴婢奉持者	
25	八四二	三	我弟子等之中信心薄淡者	我弟子■之中信心薄淡者	
26	八四二	三	其時不可恨我等云云	其時不■恨我等云云	

なっている。『立正安国論』の原文では「露」の字句が用いられていることからも、[27] ここは「露」と考えるのが妥当ではないかと思われる。なおこの箇所については、次章の表Ⅲ5で示すように、隆顕(B)でも「窮」の字句が用いられているのが注意される。このことは、「窮」の字句を用いた系統の写本があったことを想像させるものであり、また隆顕(A)と隆顕(B)との共通点を示すものとして関心を引く。

表Ⅱ7は、定本で「帝王者安国家」とあるのが、隆顕(A)では「帝王者基国家」と記されており、「安」と「基」の字句の異同が認められる。これについては前述したように、定本と春師本とでも同じ異同が認められる〔表Ⅰ4〕。ここには、春師本と隆顕(A)との共通点が見られる一方で、両写本と定本との相違を見ることができる。

表Ⅱ8では、定本で「而治天下■人臣者領田園」と記されているのが、隆顕(A)では「而治天下之人民者領田園」と記されている。『立正安国論』の原文は定本の『顕抄』と一致していることから、[28] ここでは「之」の字句はもともと記されておらず、また「民」ではなく「臣」の字句が記されていたと見ても不自然ではない。もっとも、「臣」には「たみ、庶人、下民」の意があることから、[29] 「民」でも字義としては通じるものがある。なお隆顕(B)〔表Ⅲ7〕でも、隆顕(A)と同様に「民」の字句が用いられていることをつけ加えておきたい。

続いて②『立正安国論』からの引用文以外の箇所については、ここでは表Ⅱ12・13・20を取りあげたい。表Ⅱ12において、定本では「又第三巻云我此弟子摩訶迦葉」と記されているのが、隆顕(A)では「又■■■云我此弟子摩訶迦葉」と記されている。また表Ⅱ13では、定本では「名曰光明如来等云云 ■■」と記されているのが、隆顕(A)では「名曰光明■■等云云 三巻」と記されている。このように表Ⅱ12・13は、「(第)三巻」の表記される位置が、対応した関係となっている。またその対応関係は、前章の表Ⅰ10・11で見てきたように、春師本では「摩訶迦■」と「葉」の字句が抜け落ちていること〔表Ⅰ10〕や、「如来」の字句が定本と同様に表記されていること〔表Ⅰ11〕などの相違はあるものの、定本と春師本のものと同様である。従ってこの箇所は、春師本と隆顕(A)との共通点と見られること、また両写本と定本所収『顕抄』の本文を決定する際に参照された写本とでは、異なる系統を汲んでいる可能性のあることを、窺わせている。

表Ⅱ20では、定本で「或信或伏或随或従■但名仮之」とあるのが、隆顕(A)では「或信或伏或随或従或但名仮

之」と、「或」の字句が加えられている。これは、前章の表Ⅰ19で確認した、定本と春師本との異同と全く同一である。ここには、春師本と隆顕(A)との共通性が認められる一方で、両写本と定本との相違が認められる。そのことは、隆顕(A)が春師本系統の流れを汲む可能性のあることを、示しているようにも見える。とするならば、定本所収の『顕抄』の本文を決定する際に参照された写本とは、異なる系統を汲んでいる可能性も考えられる。

③その他に注意を引くものとしては、表Ⅱ21・22を取りあげておきたい。まず表Ⅱ21では、定本で「如薬王楽法■■■焼臂剥皮」と記されているのが、隆顕(A)では「如薬王迦葉等焼臂剥皮」と記されている。ここで注意されるのは、隆顕(A)「迦葉等」の右横に、小字で「楽法イ」という書き込みが認められることである。この書き込みとは、「楽法」と記す異本が存在したことを示したものと思われる。[30] 事実、定本の『顕抄』には「楽法」と記されていることから、定本所収の『顕抄』の本文を決定する際に参照された写本、もしくは行学朝師本には、「楽法」と記されていた可能性も考えられる。[31]「楽法イ」の書き込みについては、本文中に挿入されたものではなく、本文の行間に記入されていることから、本文を書写し終えた後に書き加えられたものと思われる。またその筆致からは、「楽法イ」の記入者と隆顕(A)の筆記者とは同じであるように見える。

また表Ⅱ22では、定本には「若不爾者五体投地偏身流汗■」と記されているのが、隆顕(A)では「若不爾者五体投地偏身流行汗」とある。「行汗」とは、やはり「行」の右横に小字で「汗」と書き加えられていることを表している。もっともこれには、先述した表Ⅱ21のように、異本であることを示すと思われる「イ」の字句は認められない。「行」の字句は、ぎょうにんべんの部分が少し潰れて不明瞭な印象を与えてはいるが、特に消去されているわけでもない。また記入されている「汗」字は、小さいため判断が困難ではあるものの、隆顕(A)本文や隆顕(A)に記入されている「楽法イ」の筆致とは異なっているようにも見受けられる。もしこの「汗」字の記入者が、隆顕(A)本

文の筆記者や隆顕(A)に「楽法イ」を記した人物と異なるのであれば、後述するようにこの箇所が定本と同文である隆顕(B)を参照した後に、隆顕(A)へ「汗」字を記入した可能性も考えられる。だが、いずれにしても判断の材料には乏しいため、今は推測の域を出るものではない。

隆顕(A)本文の筆致については、隆師以外の「他筆」であるという考えを、上述したように株橋日涌上人がすでに示しておられる[32]。さらに株橋日涌上人は、隆師御所用の現存御書には、隆師以外に日存聖人・日道聖人・登師・智本師が書写されたと思われるものがあることも、併せて示しておられる[33]。これらのうち、特に光長寺東之坊に住した本果院日朝聖人（一三九四～一四六六）との関係で注目されているのは、休息立正寺で『富木入道殿御返事』[34]『観心本尊抄副状』[35]の二御書を書写したと考えられている智本師である[36]。智本師については、この二御書の他に、隆師著『四帖抄』の写本が現存することも知られている[37]。こうした諸条件から浮かび上がる一つの可能性として、特に光長寺との関係から注意されるのは智本師であろう。だが智本師の柔らかな筆致と、力強い印象を与える隆顕(A)本文の筆致との対照を試みたところ、異なっているのは一目瞭然だった。よって隆顕(A)を智本師が書写したという可能性は、ほとんどないものと思われる。また隆顕(A)には、春師本に記されているような奥書も特に無く、書写年なども未詳のため、書誌的問題についての解明も今後に委ねざるを得ない。

以上、隆顕(A)と定本との字句の異同について、春師本や隆顕(B)についても視野に入れながら、少しく考察を加えてきた。その結果、隆顕(A)と定本との字句の異同数は、二八であることが判明した。その数自体は、決して少ないとは言えないと思われる。だが、それでも春師本より七つ少ないという事実、また春師本と隆顕(A)とには定本には見られない共通点も認められるという事実については、如何に解釈されるべきであろうか。そこには、隆顕(A)が春師本系統の流れを汲んでいる可能性や、両写本と定本所収『顕抄』の本文を決定する際に参照された写

本とでは異なる系統を汲んでいる可能性もあることを、想像させる要素が含まれている。だがこれらに関して今はただ、その事実を指摘するに止めざるを得ない。しかしながら、本章を通じて、隆顕(A)には「楽法イ」や「汗」の書き込みが認められること、また智本師が隆顕(A)本文の筆記者とは思われないことなども確認された。まだまだ不明な点が多い中で、隆顕(A)に関する貴重な書誌情報として、これらは注意されるべき事と思われる。

三、隆顕(B)と定本との比較検証

続いて、隆顕(B)と定本との字句の異同について、やはり春師本・隆顕(A)についても視野に入れながら、検証を行いたい。表Ⅲは、隆顕(B)と定本との字句の異同について、一覧表で示したものである。表記の方法は表Ⅰ・Ⅱと同様であり、基本的には一つの異同を含んだ一部分ずつを抜き書きしている。だが、表Ⅲ7・12の二箇所については、異同が二つ認められるものを、都合上併せて表記してある。その結果、隆顕(B)と定本との異同数は、題名も含めて全部で二六となった。これは春師本の三五よりも九つ少なく、また隆顕(A)の二八よりも二つ少ない。このことからも、隆顕(B)と春師本・隆顕(A)とは、字句が全く一致するわけではないことが知られる。またここからは、隆顕(B)が他の二写本と比べて、定本との異同数が最も少ないことも分かる。こうした隆顕(B)と定本との異同についても、やはりこれまでと同様に①②③の観点から整理を行いつつ、留意したい例を中心に確認していきたい。

①『立正安国論』からの引用文の箇所において、隆顕(B)と定本との字句の異同が認められたのは、表Ⅲ2・3・4・5・6・7の六箇所である。これらのうち、隆顕(A)に見られないのは、定本に「金光明経内種種災禍一

表Ⅲ　隆顕(B)異同表

	定本頁数	定本行数	定本	隆顕(B)	備考
1	八四〇	一	顕立正意抄	顕立正意■	
2	八四〇	二	見大地震勘定之書立正安国論云	見大地震勘定■書立正安国論云	
3	八四〇	三	大集経三災之内	大集経三災■内	
4	八四〇	四	金光明経内種種災禍一一雖起	金光明経■種種災禍一一雖起	
5	八四〇	四	此災未露此難未来	此災未窮此難未来	
6	八四〇	七	帝王者安国家	帝王者基国家	
7	八四〇	七～八	而治天下■人臣者領田園	而治天下之人民者領田園	2
8	八四〇	九	已上立正安国論言也	■■■■■■■■■■■	
9	八四〇	一三	二月十五日般涅槃給耳	二月十五日般涅槃■耳	
10	八四一	一	乃至当得作仏	■■当得作仏	
11	八四一	一	又第三巻云我此弟子摩訶迦葉	又■■■云我此弟子摩訶迦葉	
12	八四一	二	名曰光明如来等云云■■	名曰光明■■等云云　三巻	2
13	八四一	四	此等経文仏記未来世事	此等■文仏記未来世事	
14	八四一	五	分身諸仏長舌付梵天給難信用歟	分身諸仏長舌付梵天■難信用歟	
15	八四一	九	設雖為禽獣可感可驚	設雖■禽獣可感可驚	
16	八四一	一一	阿鼻大城大地如為的	阿鼻大城大地■為的	

17	八四一	一二	彼不軽軽毀■衆現身加信伏随従四字	彼不軽軽毀之衆現身加信伏随従四字	
18	八四一	一三	今日蓮弟子等亦如是	今日蓮弟子等又如是	
19	八四一	一三	或信或伏或随或従■但名仮之	或信或伏或随或従或但名仮之	
20	八四一	一	如薬王楽法■■■■焼臂剥皮	如薬王迦葉等（楽法イ）焼臂剥皮	小字で「楽法イ」とあり
21	八四二	二	若不爾■以珍宝積仏前	若不爾者以珍宝積仏前	
22	八四二	二	若不爾■為奴婢奉持者	若不爾者為奴婢奉持者	
23	八四二	三	我弟子等之中信心薄淡者	我弟子■之中信心薄淡者	
24	八四二	三	其時不可恨我等云云	其時不■恨我等云云	

一雖起」とあり、隆顕(B)においては「金光明経■種種災禍一一雖起」と「内」字の抜け落ちが認められる表Ⅲ4である〔表Ⅳ6〕。反対に、定本との字句の異同が隆顕(B)には見られず、隆顕(A)に見られるのは、表Ⅱ3の定本「薬師経七難内五難」に対応している隆顕(A)「薬師経■■内五難」、また表Ⅱ4の定本「所以他国侵逼難自界叛逆難也」に対応している隆顕(A)「所以他国侵逼難自界逆叛難也」の二箇所である〔表Ⅳ3・4〕。つまり『立正安国論』からの引用文において、隆顕(A)と隆顕(B)とでは、全部で三箇所の異同を認めることができる。

他方で、残る引用部分における定本と隆顕(B)との異同のうち、表Ⅲ3・6〔表Ⅳ5・9〕は、上述した定本と春師本・隆顕(A)との異同〔表Ⅰ2・4、表Ⅱ5・7〕と全く一致していることも、特徴的である。それぞれを確認

していくと、表Ⅲ3では定本での「大集経三災之内」が、隆顕(B)では「大集経三災■内」と記されている。また表Ⅲ6では、定本での「帝王者安国家」が、隆顕(B)では「帝王者基国家」と記されている。

さらに、引用部分における残りの異同のうち、表Ⅲ2・5・7〔表Ⅳ2・7・10〕については、隆顕(A)と隆顕(B)とにのみ認められる共通項として挙げられる。それぞれについて確認していくと、表Ⅲ2では、定本に「見大地震勘定之書立正安国論云」と記されているのが、隆顕(B)では「見大地震勘定■書立正安国論云」と記されている〔表Ⅱ2〕。表Ⅲ5では、定本に「此災未露此難未来」と記されているのが、隆顕(B)では「此災未窮此難未来」と記されている〔表Ⅱ6〕。表Ⅲ7では、定本に「而治天下■人臣者領田園」と記されているのが、隆顕(B)では「而治天下之人民者領田園」と記されている〔表Ⅱ8〕。さらには『立正安国論』からの引用文ではないが、表Ⅲ8では、定本に「已上立正安国論言也」と記されているのが、隆顕(B)には「■■■■■■■■■■■■■」と全く記載されていないことも、隆顕(A)と共通している特徴の一つといえる〔表Ⅱ9〕。

続いて、②『立正安国論』からの引用文以外の箇所については、表Ⅲ11・12・19を取りあげておきたい。この三箇所は、前章の②で取りあげた例と一致しているものである。

まず表Ⅲ11においては、定本では「又第三巻云我此弟子摩訶迦葉」と記されているのが、隆顕(B)では「又■■■云我此弟子摩訶迦葉」と記されている。また表Ⅲ12では、定本では「名曰光明如来等云云　■■」と記されているのが、隆顕(B)では「名曰光明■■等云云　三巻」と記されている。これら表Ⅲ11・12は、隆顕(A)の表Ⅱ12・13と各々全く一致している。また隆顕(A)と同様に、「摩訶迦■」と「葉」字が抜け落ちていることなどを除けば、「(第)三巻」と表記されている位置が、春師本と同様な対応関係にもある〔表Ⅰ10・11〕。この関係は、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)に共通して見られるものであり、また三写本と定本所収『顕抄』の本文を決定する際に参照され

た写本とが、別の系統を汲んでいる可能性を思わせる箇所でもある〔表Ⅳ16・17〕。

表Ⅲ19では、定本で「或信或伏或随或従■但名仮之」とあるのが、隆顕(B)では「或信或伏或随或従或但名仮之」と、「或」の字句が加えられている。これは、春師本で確認した表Ⅰ19、また隆顕(A)で確認した表Ⅱ20と同様のものである。この箇所も、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)の共通項と見られ、また三写本と定本との相違点でもある〔表Ⅳ28〕。定本には無い「或」の字句が加えられていることは、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)で共通している特徴の一つであり、またこれらが同系統の流れを汲むものではないかと思わせるような要素の一つともなっている。

③その他に注意を引くものとしては、まず表Ⅲ20を取りあげたい。表Ⅲ20に示すように、定本には「如薬王楽法■■■臂剥皮」と記されている箇所に、隆顕(B)には「如薬王迦葉等楽法イ焼臂剥皮」と記されている〔表Ⅳ32〕。つまり隆顕(B)での「迦葉等」の字句の右横には、隆顕(A)〔表Ⅱ21〕と全く同様に、小字で「楽法イ」と書き込まれているのである。「楽法イ」という書き込みについては、隆顕(A)の場合と同様に、「楽法」と記す異本が存在したことを示したものと思われる。さらにこれについても、本文中に挿入されているものではなく、行間に記されていることから、やはり本文を書写し終えた後に書き込まれたものではないかと思われる。また、隆顕(B)に記入されている「楽法イ」と隆顕(B)本文との筆致を対照してみると、これらは共に柔らかく、非常に近いものであるような印象も与える。一方で、隆顕(B)に記入されている「楽法イ」と、隆顕(A)本文並びに隆顕(A)に記入されている「楽法イ」の筆致とを各々対照してみると、両写本の本文同様、異なっているように見受けられた。とするならば、隆顕(A)に「楽法イ」と記入されているのを確認した後に隆顕(B)にも「楽法イ」と記入した場合と、隆顕(B)に「楽法イ」と記入されているのを確認した後に隆顕(A)にも「楽法イ」と記入した場合との、少なくとも二つのケースが考えられるように思われる。

また前章でも述べたように、隆顕(A)に「若不爾者五体投地徧身流行■汗」〔表Ⅱ22〕と見える「汗」字の書き込みは隆顕(B)には無く、定本と全く同様に「若不爾者五体投地徧身流汗」とのみ記されている〔表Ⅳ33〕。この隆顕(A)に記入されている「汗」字の筆致は、先述したように、隆顕(A)本文の筆致とは異なるような印象を与えるものである。これについては、隆顕(B)の表紙題号の右方に「不信者堕獄事」という隆師の御自筆が株橋日涌上人によって確認されていることからしても、[38] 隆顕(B)を目にした後に隆師が隆顕(A)へ「汗」字を記入したことも考えられる。しかしその場合には、隆顕(B)本文の筆記者は隆師とは異なるという株橋日涌上人の見解を踏まえつつ、[39] 隆師が隆顕(A)に「汗」字を記入した可能性の問題と、隆顕(B)本文の筆記者の問題とをそれぞれ整理しながら、検討することも考えなければならない。

では前章と同様に、隆顕(B)本文と智本師との筆致を対照した場合はどうであろうか。智本師書写の『富木入道殿御返事』『観心本尊抄副状』『四帖抄』と隆顕(B)本文との筆致を比べてみると、一見して他筆と分かる隆顕(A)本文とは異なって、両者とも柔らかな筆致であることから、直ちに他筆と判断するには躊躇される印象を与える。また智本師の筆致については、字の払いの部分が大きく開いて右へと流れる傾向にあることを、その特徴の一つとして指摘し得る。例を挙げれば、「大」の字句の第三画目である、右へと向かう払いの部分や、「天」の字句の第四画目である、右へと向かう払いの部分がそれである。こうした特徴について隆顕(B)本文に目を転じてみると、やはり「大」や「天」の字句の払い部分が、右へと大きく開いて流れているのが認められる。しかし一方で、『観心本尊抄副状』に記されている「日蓮」の字句を見ると、「蓮」のしんにょう部分の点〔第一一画目〕が、「日」の字句の左方となる高い位置にまで届いているのに対し、隆顕(B)では「蓮」の字句の域内に収まっているという違いも見受けられる。これらの要素が認められることなどから、隆顕(B)本文と智本師との筆致の対照や、

隆顕(A)に記入された「汗」字の筆致の判断については、ここでは直ちに結論づけることはせず、さらなる検討を要することを指摘するに止め、今後の課題としておきたい。

なお、隆顕(A)と隆顕(B)との異同数については、隆顕(A)にある「汗」字の書き込みもそれに加えると、全部で四となる。そしてこの四箇所以外では、両写本の字句は全く一致しており、極めて高い類似性を持っている。このことから、両写本の素になったものは同系統、ないしは同一であった可能性も考えられる。筆記者が不同と見られる隆顕(A)・隆顕(B)の本文が、極めて高い類似性を持っていることについては、一体如何に考えられるべきであろうか。また隆顕(A)と同様に、隆顕(B)には奥書も見られず、書写年等に関する書誌情報についても現時点では未詳である。隆師が如何にして『顕抄』の写本を収集されたのかという問題などと共に、これらについても今後の課題とせざるを得ない。

以上、隆顕(B)と定本との字句の異同を検証しながら、春師本や隆顕(A)についても少しく考察を行ってきた。本章を通じて、春師本と隆顕(B)との字句が一致しなかったこと、また隆顕(A)・隆顕(B)の両写本に記入されている「楽法イ」の筆致も異なっていると見られることなども確認された。他方で、隆顕(B)本文と智本師との筆致や、隆顕(A)に記入されている「汗」字の筆致などについては、検討の余地を残すことになった。このことも含め、より多くの問題が今後の研究によって解明されていくことが望まれる。

四、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)の総合的検証

さて、これまで春師本・隆顕(A)・隆顕(B)と定本との各々の比較検証を行いながら、少しく考察を加えてきた。

表Ⅳは、これまで表Ⅰ～Ⅲで示してきた春師本・隆顕(A)・隆顕(B)と定本との異同について、総合的に一覧表で示したものである。表記法は、これまでとほぼ同様である。ただ、これまで表Ⅰ～Ⅲには無かった空欄部分については、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)が、定本の字句と一致している場合を表している。例えば表Ⅳ2では、定本では「見大地震勘定之書立正安国論云」と記されている箇所が、春師本では定本と同字句であることを空欄によって表しており、また隆顕(A)・隆顕(B)ではいずれも「見大地震勘定■書立正安国論云」と記されていることから、定本とは異同が認められることを表している。

以上の検証結果について本章では、特に春師本・隆顕(A)・隆顕(B)の三写本に関して、主に四つの観点から改めて整理を試みつつ、総合的に検討を加えていきたい。

まず一つ目には、隆顕(A)にのみ定本との異同が認められる場合を取りあげたい。これは、備考欄に「A」と記した表Ⅳ3・4・33の三箇所がそうである。この三箇所においては、隆顕(A)以外の二写本は定本の字句と一致しているのが特徴的である。

続いては、隆顕(B)にのみ定本との異同が認められる場合である。これは、備考欄に「B」と記した表Ⅳ6の一箇所がそうである。この一箇所においては、隆顕(B)以外の二写本は全て定本の字句と一致しているのが、やはり特徴的である。

前章でも確認してきたように、隆顕(A)と隆顕(B)との異同は、この計四箇所のみに認められる。従ってこの両写本の本文は、字句の異同にほとんど大差のないことが、ここからも分かる。

隆顕(A)・隆顕(B)の異同の次に着目したいのは、隆顕(A)・隆顕(B)と春師本との異同である。そこで三つ目に取りあげたいのは、定本との異同が春師本・隆顕(A)・隆顕(B)の三写本において全く一致している場合である。そのた

めここには、備考欄に「A」「B」と記した隆顕(A)・隆顕(B)の異同四箇所は含まれない。なお、備考欄に「○」を記してあるのが、その該当箇所である。例えば、表Ⅳ1では、定本では「顕立正意抄」とあるのに対し、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)では全て同じく「顕立正意■」と記されていることを表している。その結果、「○」は全部で九箇所となった。

それに加えて表Ⅳ16・17は、前章までででも確認してきたように、異同が二つ認められるものを都合上一部分にまとめて表記している。このうち表Ⅳ16においては、定本では「又第三巻云我此弟子摩訶迦葉」と記されている箇所が、春師本では「又■■■云我此弟子摩訶迦■」と記されているのに対して、隆顕(A)・隆顕(B)ではいずれも「又■■■云我此弟子摩訶迦葉」と記されている。このため、定本に記載の「第三巻」の語が抜け落ちている点では三写本とも一致しているものの、「葉」の字句が春師本では抜け落ちているため、そこに隆顕(A)・隆顕(B)との異同が認められる。表Ⅳ17もこれと同様に、定本に記されていない「三巻」の字句が、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)には共に記されている一方で、定本・春師本には記されている「如来」の字句が、隆顕(A)・隆顕(B)では共に抜け落ちてしまっている。

このように表Ⅳ16・17では、一方の字句が春師本・隆顕(A)・隆顕(B)の共通項となっており、また一方が春師本と隆顕(A)・隆顕(B)との相違点となっているため、備考欄に「△」と表記した。これらのことから、定本との異同が春師本・隆顕(A)・隆顕(B)で全く一致している箇所は、この「△」での二箇所を加えて、計一一箇所となった。

そして最後に四つめとして取りあげたいのは、備考欄に「A」「B」と記す四箇所を省いたうちの、三写本のいずれかに定本との異同が認められる箇所で、隆顕(A)・隆顕(B)と春師本との字句が一致していない場合である。備考欄に「×」と記してあるのがそれであり、これは二〇箇所数えられた。また「2×」とあるのは、以上の条

件における春師本と隆顕(A)・隆顕(B)との異同が一部分に二つ認められるものを示しており、それは六つ、すなわち一二箇所数えられた。そのため、隆顕(A)・隆顕(B)が不一致の四箇所〔「A」「B」〕を省いたうち、隆顕(A)・隆顕(B)と春師本とで字句が異なっているのは、「△」での二箇所を加えて、計三四箇所となった。[40] なお個々に整理して見た場合、春師本と隆顕(A)との異同は「A」での三箇所を加えた三七箇所となり、春師本と隆顕(B)との異同は「B」での一箇所を加えた三五箇所となった。

以上の結果について改めて整理しなおしてみると、まず異同が四箇所しか見られない隆顕(A)と隆顕(B)とでは、本文の異同に大差のないことが改めて明確になった。また、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)の三写本において、定本との字句の異同が全て一致しているのは一一箇所だった。一方で、隆顕(A)・隆顕(B)が不一致な四箇所〔「A」「B」〕を省いたうちの、春師本と隆顕(A)・隆顕(B)との異同は三四箇所となることが分かった。さらにこれを個々に見れば、春師本と隆顕(A)の異同は三七箇所となり、春師本と隆顕(B)とでは三五箇所となった。よって春師本と隆顕(A)・隆顕(B)との対比においては、共通点は相違点の半分以下となることが確認された。筆致の異なると見られる隆顕(A)と隆顕(B)とはほとんど同文に近いという事実、また「最古の写本」と評される春師本よりもこの両写本の方が定本との異同数が少ないという事実は、一体何を意味しているのだろうか。これらの問題と共に、本章ないし小稿を通じて得られた検証結果については、さらなる調査と追及を行いながら、改めて考究されねばならない。

表Ⅳ　総合表

	定本頁数	定本行数	定本	春師本	隆顕(A)	隆顕(B)	備考
1	八四〇	一	顕立正意抄	顕立正意■	顕立正意■	顕立正意■	○
2	八四〇	二	見大地震勘定之書 立正安国論云		見大地震勘定■書 立正安国論云	見大地震勘定■書 立正安国論云	×
3	八四〇	二	薬師経七難内五難		薬師経■■内五難		A
4	八四〇	二	所以他国侵逼難自 界叛逆難也		所以他国侵逼難自 界逆叛難也		A
5	八四〇	三	大集経三災之内	大集経三災■内	大集経三災■内	大集経三災■内	○
6	八四〇	四	金光明経内種種災 禍一一雖起			金光明経■種種災 禍一一雖起	B
7	八四〇	四	此災未露此難未来		此災未窮此難未来	此災未窮此難未来	×
8	八四〇	六	百鬼早乱万民多亡	百鬼早乱■民多亡			×
9	八四〇	七	帝王者安国家	帝王者基国家	帝王者基国家	帝王者基国家	○
10	八四〇	七～八	而治天下■人臣者 領田園		而治天下之人民者 領田園	而治天下之人民者 領田園	2 ×
11	八四〇	九	已上立正安国論言 也	已上立正安国論言 ■	■■■■■■■■■ ■	■■■■■■■■■ ■	×

12	八四〇	一〇	死後生於食吐鬼	死後生於■吐鬼					×
13	八四〇	一二	仏記云卻■後三月 我当般涅槃等云云	仏記云卻月後三月 我当般涅槃等云云					×
14	八四〇	一三	二月十五日般涅槃 給耳	二月十五日■涅槃 了■	二月十五日般涅槃 ■耳	二月十五日般涅槃 ■耳			2 ×
15	八四一	一	乃至当得作仏	■■当得作仏	■■当得作仏	■■当得作仏			○
16	八四一	一	又第三巻云我此弟 子摩訶迦葉	又■■■云我此弟 子摩訶迦■	又■■■云我此弟 子摩訶迦葉	又■■■云我此弟 子摩訶迦葉			△
17	八四一	二	名曰光明如来等云云 ■■	名曰光明如来等云云 三巻	名曰光明■■等云云 三巻	名曰光明■■等云云 三巻			△
18	八四一	四	此等経文仏記未来 世事		此等■文仏記未来 世事	此等■文仏記未来 世事			×
19	八四一	五	分身諸仏長舌付梵 天給難信用歟	分身諸仏長舌付梵 天■難信用歟	分身諸仏長舌付梵 天■難信用歟	分身諸仏長舌付梵 天■難信用歟			○
20	八四一	六	去文永五年蒙古国 牒状所渡来我朝有 賢人可怪之	去文永五年蒙古■ 牒状所渡来我朝有 賢人可怪之					×

21	八四一	八	何況今年既彼国災兵之上奪取二箇国	何況今年既彼国文付兵之上奪取二箇国				×
22	八四一	九	設雖為禽獣可感可驚	設雖為禽獣■■可驚	設雖■禽獣可感可驚	設雖■禽獣可感可驚	2×
23	八四一	一一	今以普合案未来	今以普合案未■			×
24	八四一	一一	阿鼻大城大地如為的		阿鼻大城大地■為的	阿鼻大城大地■為的	×
25	八四一	一二	彼不軽軽毀■衆現身加信伏随従四字		彼不軽軽毀之衆現身加信伏随従四字	彼不軽軽毀之衆現身加信伏随従四字	×
26	八四一	一二～一三	阿鼻大城経歴千劫受大苦悩	阿鼻大城経歴千劫■■■■			×
27	八四一	一三	今日蓮弟子等亦如是	今日蓮弟子等■■■	今日蓮弟子等又如是	今日蓮弟子等又如是	×
28	八四一	一三	或信或伏或随或従■但名仮之	或信或伏或随或従或但名仮之	或信或伏或随或従或但名仮之	或信或伏或随或従或但名仮之	○
29	八四一	一三～一四	但名仮之不染心中信心薄者	但名仮之■■■■■■■			×

30	八四一	一四	設不経千劫或一無間或二無間	設不経千劫■一無間■二無間				2×
31	八四一～八四二	一四～一	欲是免者各■	■■■■各々				2×
32	八四二	一	如薬王楽法■■■焼臂剥皮	如薬王迦葉等焼臂■■■剥皮	如薬王迦葉等焼臂楽法イ剥皮	如薬王迦葉等焼臂楽法イ剥皮		×
33	八四二	一～二	若不爾者五体投地徧流汗■		若不爾者五体投地徧流行汗		A	
34	八四二	二	若不爾■以珍宝積仏前	若不爾者以珍宝積仏前	若不爾者以珍宝積仏前	若不爾者以珍宝積仏前	○	
35	八四二	二	若不爾■為奴婢奉持者	若不爾者為奴婢奉持者	若不爾者為奴婢奉持者	若不爾者為奴婢奉持者	○	
36	八四二	二	以四悉檀適時而已	以四悉■適時而已			×	
37	八四二	三	我弟子等之中信心薄淡者		我弟子■之中信心薄淡者	我弟子■之中信心薄淡者	×	
38	八四二	三	臨終之時可現阿鼻獄之相	臨終之時■現阿鼻■■■				2×

39	八四二	三	其時不可恨我等云云	其時不■恨我等云云	其時不■恨我等云云	○
40	八四二	四	文永十一年太歳甲戌十二月十五日	文永十一年■■甲戌十二月十五日		×
41	八四二	四	日蓮　記之	日蓮　在御判		×

おわりに

以上、定本所収の『顕抄』を軸に、春師本と隆師御所用の『顕抄』二写本との比較検証を試みつつ、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)における異同やその対照結果について、少しく検討を加えてきた。その結果、筆致の異なると見られる隆顕(A)と隆顕(B)との異同は四箇所のみで本文の字句にほとんど大差がないこと、なおこの四箇所を省いたうち、春師本と隆顕(A)・隆顕(B)とでは共通点〔一一箇所〕よりも相違点〔三四箇所〕の方が多いこと、また各々整理すると春師本と隆顕(A)の異同数は三七、春師本と隆顕(B)の異同数は三五であること、さらに定本との異同が最も少ないものは隆顕(B)であり、逆に最も多いものは春師本であることが判明した。

また、小稿での検証を通じて、明確となった事実もあった。まず挙げられるのは、定本所収の『顕抄』と春師本とには字句の異同が三五あり、そのうち定本で註記されているのは三つだけということである。また定本には、

春師本とともに行学朝師本と校合したことが註記されているものの、その結果については、定本では特に註記されていなかった。さらに、定本所収の『顕抄』本文が如何なる根拠に基づいて決定されたのかという問題についても、冒頭で示した高木豊氏の指摘にもあるように、十分に明らかにはされていなかった。しかしながら、真蹟が現存しないとされる『顕抄』においては、少なくとも小稿で検証された春師本との異同の結果や春師本の書誌情報に関しては、明記されるのが望ましいと思われる。そしてこのことは、定本に所収される御遺文の本文全般において、少なくともこれまで真蹟が伝わってこなかったとされるものについては、「本文批判は未完の面をなおもっている」という高木豊氏の指摘を、改めて思い起こす必要があることをも示していよう。

続いて挙げられるのは、定本と隆顕(A)とには二八箇所、また定本と隆顕(B)とには二六箇所の字句の異同が認められたことである。これらのことからも、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)では、本文の完全なる一致が見られないことは明らかとなった。また、隆顕(A)と隆顕(B)との異同四箇所のうち、三箇所は『立正安国論』からの引用文であることも特徴として挙げられた。この両写本については、その四箇所以外の字句は全て一致していることから、隆顕(A)と隆顕(B)の素となったものは同一系統のもの、もしくは同一のものである可能性も考えられる。だが、両写本に共に記入されている「楽法イ」の筆致については、両写本本文の筆致と同様に、異なっているように見受けられた。しかしながら、隆顕(A)に記入されている「汗」字や、それと隆顕(B)本文との筆致の対照、また隆顕(B)本文と智本師との筆致の対照などについては、検討の余地を残すことになった。これらについては、今後改めて調査したい。

以上のような小稿における検証結果については、行学朝師本との校合を加えることで[41]、その位置づけがより明確にされること、またそれによって『顕抄』の写本研究が僅かでも進展することが期待される。隆師の『顕抄』

を拝する姿勢などの問題も含めて、[42] さらなる資料の追及や調査と共に、今後の課題としたい。

改めて言うまでもなく、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)については、依然として不明瞭な点がまだまだ多い。だがその実態を解明していくためには、遺された手がかりに見出される可能性を少しでも拾い上げ、一つ一つ検証を積み重ねていくことが重要となるはずである。それこそが、真実に辿り着く唯一の方法であると考える次第である。

註

(1) 立正大学日蓮教学研究所編『日蓮聖人遺文辞典　歴史篇』身延山久遠寺、一九八五年、三二一頁。

(2) なお高田恵忍『日蓮聖人遺文全集講義』第一三巻、ピタカ、一九七八年復刻版〔一九三三年初版〕、二二五～二二六頁は、日蓮聖人自らによる御自題だと述べる。

(3) 日蓮宗事典刊行委員会『日蓮宗事典』日蓮宗宗務院、一九八一年、八四頁。前掲、『日蓮聖人遺文辞典歴史篇』三二一頁。

(4) 小稿で参照したのは、立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本　日蓮聖人遺文』身延山久遠寺発行、二〇〇〇年、改訂増補版第三刷である。

(5) 定本、八四〇頁。同、凡例二～三頁。

(6) 同、八四〇頁。

(7) 春師本については、小西徹龍（日遶）先生「日蓮聖人遺文参考資料の一考察―日春・日法所持本を手懸かりとして―」（渡邊寶陽先生古稀記念論文集刊行会編『渡邊寶陽先生古稀記念論文集　日蓮教学教団史論叢』平楽寺書

店、二〇〇三年）三三三頁にも紹介されている。だが書誌的情報については、ここでは特には触れておられない。

（8）前掲『日蓮聖人遺文辞典　歴史篇』八七四頁。

（9）高木豊「諸本解説」（戸頃重基・高木豊校注『日本思想体系一四　日蓮』岩波書店、一九七〇年）六一五～六一六頁〔再録、高木豊『日蓮教団史攷』山喜房仏書林、二〇〇八年、二八〇頁〕。

（10）同右。またこの問題に関連するものとしては、定本の底本となった縮刷遺文（霊艮閣版『日蓮聖人御遺文縮刷遺文』一九〇四年刊行）の本文決定の問題に言及した、前川健一氏による最近の研究がある〔前川健一「『縮刷遺文』の本文整定について」『印度学仏教学研究』第五八巻第一号（通巻第一一九号）、二〇〇九年一二月。同「『縮刷遺文』の本文整定について」『東洋哲学研究所紀要』第二五号、二〇〇九年一二月〕。また縮刷遺文編纂の過程に関しては、安中尚史氏の研究が挙げられる〔安中尚史「霊艮閣版『日蓮聖人御遺文』（縮刷遺文）編纂についての一考察」『日蓮教学研究所紀要』第一七号、一九九〇年三月。同「明治期における日蓮遺文集編纂の一考察」（高木豊・冠賢一編『日蓮とその教団』吉川弘文館、一九九九年）〕。

ところで、定本と縮刷遺文所収の『顕抄』の本文については、異体字や読み下し方の相違等を異同と見なさないのであれば、全文が一致している。そのため小稿では、縮刷遺文所収の『顕抄』に関しては煩を避けるため特に触れず、また全て定本の頁数で示すことにする。なお小稿で参照したのは、霊艮閣版『日蓮聖人御遺文縮刷遺文』山喜房仏書林、一九六七年、重刻新版である。

（11）株橋日涌上人「日隆聖人所用の現存御書写本について」『桂林学叢』第八号、一九七四年九月、一二〇頁。

（12）本興寺所蔵。

(13) 同右。

(14) 字体について、原則として常用漢字を用いることは、一覧表（表Ⅰ～Ⅳ）においても同様とする。

(15) 異同の表記法については、三写本との対照を明確にするため、定本所収の『顕抄』においても、三写本と同様に傍線を付し■を記入することを原則とした。これについては、一覧表（表Ⅰ～Ⅳ）においても同様である。また『顕抄』以外の御遺文を参照する場合にも、異同については同様に表記する。

(16) 定本、八四〇頁。

(17) 同、「凡例」二～三頁。

(18) 定本、二二五頁。『日蓮聖人真蹟集成』でも、「基」と記されているのが見える（日蓮聖人真蹟集成法蔵館編集部編『日蓮聖人真蹟集成』第二巻、一九七六年、法蔵館、三三頁）。また『立正安国論』（広本）においても、同様に「帝王者基国家」と記されている（定本、一四七五頁。前掲『日蓮聖人真蹟集成』第一巻、六八頁）。なお北川前肇氏は最近の研究で、「帝王者基國家」と表記し、「帝王は国家を基として」と読み下している（北川前肇編『原文対訳　立正安国論』大東出版社、二〇〇六年、六四頁）。

(19) なお、宝暦版録内修補遺文を稿本とし、行学朝師本で校訂を行ったとする、日蓮宗全書出版会編『日蓮聖人全集』平楽寺書店、一九三一年改版（須原屋書店、一九一四年初版）所収の『顕抄』五八二頁では、「基」字が用いられている。念のため、参考までに記しておきたい。

(20) 小松邦彰氏は、定本を底本とした『日蓮聖人全集』収録の『顕抄』において、本文を「帝王は国家を安んじて天下を治め、人臣は田園を領して世上を保つ」と記した上で、「帝王は国家を基として天下を治め、人民は田畑を耕して世の中を保ってゆくのである」と現代語訳されている（小松邦彰著『日蓮聖人全集』第一巻、春

秋社、一九九二年、二四〇頁）。小松邦彰氏が「国家を基（もとい）として」と解釈したのは、定本には明記されていないものの、「安」と「基」との字句の異同があることを考慮された結果であろうか。それとも、『立正安国論』に「帝王者基国家」〔註（18）を参照〕と表記されていることを、考慮されたためであろうか。

（21）　定本、二二五頁。前掲『日蓮聖人真蹟集成』第二巻、三三頁。前掲『原文対訳　立正安国論』六四頁。また、広本でも同様である（定本、一四七五頁。前掲『日蓮聖人真蹟集成』第一巻、六八頁）。

（22）　同右。

（23）　定本所収の『顕抄』における『立正安国論』からの引用文で、原文との異同が認められる箇所は、以下のようにその他にも存在する。まず、定本所収の『顕抄』では「而他方賊来而侵逼此国、自界叛逆而掠領此地」（定本、八四〇頁）と記されている傍線部二箇所が、『立正安国論』では「而他方賊来而侵逼其国、自界叛逆而掠領其地」（定本、一二五頁。前掲『日蓮聖人真蹟集成』第二巻、三三頁）と記されている。また『立正安国論』（広本）では、「而他方賊来而侵逼我国、自界叛逆而掠領此地」（定本、一四七五頁。前掲『日蓮聖人真蹟集成』第一巻、六八頁）と記されている。これらについて春師本・隆顕(A)・隆顕(B)では、前者における「其」の字句、後者における「我」の字句が、いずれも「此」と記されていることから、定本の『顕抄』と一致している。また、定本所収の『顕抄』では「若所残之難」（定本、八四〇頁）と記されている箇所が、『立正安国論』（広本）では「若所残之二難」（定本、一四七五頁。前掲『日蓮聖人真蹟集成』第一巻、六八頁）と記されている。これについても、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)ではいずれも定本と同じである。以上については、このように春師本・隆顕(A)・隆顕(B)では定本所収の『顕抄』本文の字句と一致しているため、小稿では考察の対象から省き、紹介に止める。

(24) 宝暦版録内修補遺文を稿本とし、行学朝師本で校訂を行ったという前掲の『日蓮聖人全集』平楽寺書店、一九三一年改版所収の『顕抄』五八三頁では、「災」の字句が用いられている。

(25) 前掲『日蓮聖人遺文辞典　歴史篇』八七四頁。

(26) 前掲、『日蓮宗事典』六五六頁。

(27) 定本、二二五頁。前掲『日蓮聖人真蹟集成』第二巻、三三三頁。前掲『原文対訳　立正安国論』六四頁。また、広本でも同様に「露」の字句が用いられている（定本、一四七五頁。前掲『日蓮聖人真蹟集成』第一巻、六八頁）。

(28) 定本、二二五頁。前掲『日蓮聖人真蹟集成』第二巻、三三三頁。前掲『原文対訳　立正安国論』六四頁。また、広本でも同様である（定本、一四七五頁。前掲『日蓮聖人真蹟集成』第一巻、六八頁）。

(29) 諸橋轍次『大漢和辞典』第九巻、大修館書店、一九八六年修訂版第七刷〔一九五八年初版〕三八六頁。

(30) 「楽法イ」の「イ」字が異本の存在を示唆していると思われる問題については、和歌史研究で著名な橋本不美男氏（一九二二～一九九一）の著書（『原典をめざして―古典文学のための書誌』笠間書院、一九七七年再版〔一九七四年初版〕一四八頁）に示されている以下の例が参考となる。同著において橋本不美男氏は、藤原公任の家集に「拾朝朗嵐（またきイ）の山のさむけれはちる紅葉ゝをきぬ人そなき」〔傍点等は同著本文のまま〕とあるのを紹介しながら、「家集の「朗」のわきに「またきイ」と校合されているのは、前にのべたケースの、勅撰入集歌を調べた時点における異本系『拾遺集』本文による校異注記であろう」と述べている〔以上の指摘については、大平宏龍先生より御教示を頂いた〕。こうした事例を踏まえるならば、「楽法イ」の「イ」字とは異本の存在を示唆したもの、と考えても差し支えがないように思われる。

なお橋本不美男氏について紹介したものには、「橋本不美男先生略年譜・著述目録」『国文学研究』第一〇一集、一九九〇年六月、一二一～一二二頁、鈴木徳男「橋本不美男―和歌史研究への情熱と執念」（田中登・松村雄二編『戦後和歌研究者列伝―うたに魅せられた人びと』笠間書院、二〇〇六年、一四四～一五八頁所収）などがある。

(31) なお、宝暦版録内修補遺文を稿本とし、行学朝師本で校訂を行ったという前掲の『日蓮聖人全集』平楽寺書店、一九三一年改版所収の『顕抄』五八四頁には、「楽法」とある。

(32) 前掲、株橋日涌上人「日隆聖人所用の現存御書写本について」一二〇頁。

(33) 同、一二三頁。

(34) 本興寺所蔵。定本番号九三。なお智本師写本には、『富木入道御書』と記されている。

(35) 本興寺所蔵。定本番号一一九。なお智本師写本には、『観心本尊抄送状』と記されている。

(36) 大平宏龍先生「日隆聖人教学成立の資料　宗祖御遺文について」『桂林学叢』第八号、一九七四年九月、八七頁。大平宏龍先生「日隆聖人と東国法華宗」『興隆学林紀要』創刊号、一九八六年一〇月、九八～一〇三頁。原井慈鳳上人「本果院日朝聖人に関する研究（一）――休息立正寺移転造営事業について――」『興隆学林紀要』創刊号、一九八六年一〇月、五〇～五一頁。

(37) 前掲、大平宏龍先生「日隆聖人と東国法華宗」一〇〇～一〇一頁。本興寺所蔵。

(38) 前掲、株橋日涌上人「日隆聖人所用の現存御書写本について」一二〇頁。

(39) 同右。

(40) もっともこれについても、①春師本のみが定本の字句と一致している場合〔表Ⅳ2・7・10（2箇所）・17「如来」の箇所〕・18・24・25・37の九箇所〕、また②隆顕(A)・隆顕(B)が定本の字句と一致している場合〔表Ⅳ

8・12・13・16（「迦葉」の箇所）・20・21・23・26・29・30（2箇所）・31（2箇所）・36・38（2箇所）・40・41の一八箇所〕、③春師本と隆顕(A)・隆顕(B)との異同が一部分に二つ認められる箇所のうち、一方が定本の字句と一致し、また一方が異なっている場合〔表Ⅳ22（2箇所）の二箇所〕、さらに④定本との一致は見られずまた春師本と隆顕(A)・隆顕(B)にも異同が見られる場合〔表Ⅳ11・14（2箇所）・27・32の五箇所〕の四種に分類することができる。だがここでは、春師本・隆顕(A)・隆顕(B)の校異を焦点としていることから、これらについては考察の対象からひとまず省いておきたい。

(41) なお行学朝師本の『顕抄』について、筆者は身延山久遠寺に調査を依頼中である。

(42) 小稿の冒頭でも述べたように、隆顕(B)の表紙題号の右方には、隆師の御自筆で「不信者堕獄事」と記されていることが、株橋日涌上人によって指摘されている（前掲、株橋日涌上人「日隆聖人所用の現存御書写本について」一二〇頁）。また大平宏龍先生の研究によれば、隆師が御聖教で『顕抄』を引用した箇所は、『十三問答抄』や『弘経抄』などに数カ所認められる（大平宏龍先生編「日隆聖人御聖教所引御書索引」『桂林学叢』第九号、一九七六年、一一七、一二九頁）。それらの引用箇所から窺える、『顕抄』に対する隆師の姿勢とは、「顕立正意抄云、信心薄キ者一無間二無間十百無間ト云ヘリ」〔『十三問答抄』下、第十三（立正大学日蓮教学研究所『日蓮宗宗学全書』第八巻、本門法華宗部（一）、山喜房仏書林、一九六八年第二版〔一九六一年初版〕）四八一頁〕と示されているように、信心の方面から拝したものである。隆師御所用の『顕抄』に関する問題については、こうした隆師の思想方面からも、アプローチされねばならないものと思われる。

〈キーワード〉 顕立正意抄　写本　昭和定本　日春聖人　日隆聖人

〈付記〉

小稿での報告に当たり、春師本の参照については、大本山光長寺様から御高配を賜った。同じく大本山本興寺様からは、隆師御所用の『顕抄』二写本、並びに智本師書写の『富木入道殿御返事』『観心本尊抄副状』『四帖抄』の参照について、御高配を賜った。また、小稿における写本の判読等については、大平宏龍先生に御教示を仰いだ。さらに平島盛龍先生からは、貴重な御指摘を数多く頂いた。なお小稿は、平成二二年度法華宗教学研究所総会（平成二二年九月七日、於ラフォーレ新大阪）で口頭発表したものをまとめたものである。発表に際しては、出席された諸先生方から貴重な御意見を多数頂戴した。共にここに記して、謝意を表します。